人 権 特 集

みんなで築こう人権の

違いを認め合う心~ 未来へつなげよう ~考えよう 相手の気持ち

的に安定し、教育状態も決して ていますが、このAやBのよ 困り生活環境の悪化した被差 に奈良県においても、 生状態も良いことなどが記され じ程度の収入があること、衛 を営んでいて周辺の村々と同 う被差別部落についても、農業 部にあるBとい 悪くない被差別部落がいくつも 別部落があることも報告され ていました。他府県と同じよう 暮らしに

いおか・やすとき

1954年生まれ。奈良県立高等学校 教員を経て、奈良県立同和問題関係 史料センターで主として近代の部落 史を研究。2015年3月退職ののち、 同志社大学、京都大学などで非常勤 講師、世界人権問題研究センター嘱 託研究員をつとめる。

える上でも示唆するところが多 のですが、現代の部落差別を考 その解決に向けて同和対策事業 活環境や教育などにおいて実態 いように思われます。 1965 同和対策審議会の答申では、生 (昭和4)年に出された政府の

00年余りも前に実施されたも この奈良県の調査は今から1 な息の長い取り組みを地域で続

も前のことです。この年、奈良 の時代でしたが、中学校や高等 部落については、主な仕事は農 まれていました。たとえば、県 被差別部落に関する内容も含 られています。 たことも述べ 受けている人が 女学校など中等以上の教育を 落と変わりはないと記されてい 業で、その収入状況は周辺の村 北西部にあるAという被差別 知られていますが、このなかに 結果は「奈良県風俗誌」として 業をおこないました。その調査 などを調べて記録するという事 県は、大正天皇の即位を記念し ますから、今から100年余り 県東部の山間 多数いるといっ ました。義務教育は小学校まで 県民の衣食住や年中行事

井岡 康時さん寄稿

同和問題の解決と地域の課題

部落差別解消推進法の公布を受けて

となく異なれるが如き感」を持 からは厳しい差別の目を向けら か。いえ、やはり地域の人びと 集落に暮らす人びとは差別を受 るしかなかったようです。 あいまいな言葉を用いて表現す かなしに」「何となく」という でしたが、部落差別の意識につ たのは地元の小学校の先生たち 県の指示によって調査を担当し だと記されています。また、B **慣上何かなしに嫌っている」の** けている様子があり、それは「習 も調べていますが、たとえば、 周辺の村々の差別意識について れていました。前述の調査は、 けることはなかったのでしょう に説明することは難しく、 いては、その原因について明快 っていると述べられています。 Aに対しては、今でも交際を避 に関しては、周辺の人びとは「何

2016 (平成28) 年12月に

えて、相談業務や教育・啓発な ることも必要ですが、これに加 をなくすためには、実態を改め の法律が示すように、 ことなどが記されています。こ 教育や啓発を進める責務がある とが確認されたのです。さらに、 が今なお解消せずに存在するこ である国会において、 れています。「国権の最高機関 差別が存在する」ことが明記さ が公布・施行されました。その る法律」(部落差別解消推進法) に向けて相談体制を充実させ、 方自治体には、部落差別の解消 第3条から第5条には、国や地 ど、人びとの社会関係を改善し、 八権を大切にしようとする文化 「部落差別の解消の推進に関す 「現在もなお部落 部落差別

2017(平成2)年3月策定の「第2次八幡市八権のまちづくり推進計画」をみると、「人権を対して、市民一人ひとりが、互いに入権を尊重し、理解しあいながら、誰もが自分らしくいきいきをと暮らせるとともに、支えられる社会の実現を進めると記されています。部落差別の解消を実現するためには、こうした各地域における地道な取り組みが欠かせません。部落差別解消推進法はません。部落差別解消推進法はません。部落差別解消推進法はおが必要であり、その担いますが、これを生活の場に活かしていくことが必要であり、その担い手は私たち自身であることを銘記した けていくことが必要です

ついては克服することができて ましたが、今なお、差別意識に が改められれば、これに伴って 差別意識も解消すると期待され いないように思われます。実態 変化しなかったと言わなければ ていたのですが、そのようには ように思われます。

した生活を営んでいたAやBの

時さんから、同和問題について寄稿していただきました。

1915 (大正4) 年といい

今回は、世界人権問題研究センター嘱託研究員の井岡康

日(日)までが人権週間です。この機会に改めて人権問題

12月10日(日)は「世界人権デー」、4日(月)

から10

について考えてみましょう。

ならないでしょう。100年余り前の奈良県のいくつかの被差別部落が、さして劣悪な状況になかったにもかかわらず、厳しい差別を受けていたことを想起してください。「何となく」といったように、確たる根拠もないままに人びとが共有している差別意識は今なお健在なのではないでしょうか。むろん、劣悪な実態を放置しておいてよいはずはなく、その解決に向けた努力は意義あることでした。しかし、差別意識は今なが共有している差別意識は今なが共有しておいてよいはずはなく、その解決に向けた努力は意義あることでした。しかし、差別意識は今なが共有している差別意識は今なが出来がでしょう。 を、この間の歴史が示し

人権擁護委員は、身近な相談相手 ひとりで悩まず、相談してみませんか?

曲

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大 臣から委嘱された民間ボランティアです。

市では、現在8人の人権擁護委員が、人権相 談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っ ています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、困っ たことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相 談ください。(12月の人権相談は、13面に掲載)



例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな?と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…
- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている。私も年なので…

◆問い合わせ 人権啓発課(☎981-3127)